

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念（めざす姿）

本計画では、すべてのこども・若者が、将来にわたって、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、一人ひとりの考えや個性が認められ、自分らしく活躍できるよう、その環境を地域や社会全体で支えていくため、以下を計画の基本理念（めざす姿）とします。

すべてのこども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまち

基本理念における『すべて』は、すべてのこども・若者がそれぞれの個性や人格を尊重され、多様性が認められることを意味します。そして、様々な考えや背景を持つ一人ひとりをかけがえのない存在と捉え、その権利が保障されるまちを目指します。

また、『幸せ』の感じ方や定義は個人によって異なり、他者の存在やその時々状況にも影響されるため、一律に推し量ることはできません。本計画では、画一的な基準や固定観念にとらわれず、こども・若者が自らの価値観や選択に基づいて『幸せ』を感じられる生活を送ることができるまちを目指し、その環境づくりを進めます。

2 基本方針

こども・若者がウェルビーイングな状態で成長していくためには、特定の年齢で途切れることのない継続的な支援が必要です。また、こども・若者や子育て当事者の意見を聴き、共に進めていくこと、さらに、家庭や家族だけでなく、社会全体で支えていくことが重要です。これらを踏まえ、本計画では、すべての施策や取り組みに共通する3つの基本方針を定めます。

(1) すべてのこども・若者が健やかに成長できるよう社会全体で切れ目のない支援を行う

こども・若者がそれぞれのライフステージにおいて、心身ともに健やかに成長し、自らの将来に希望を持ち社会に参画できるよう社会全体で切れ目のない支援を行います。

(2) こどもや若者、子育て当事者の意見を聴きながらともに進める

こども・若者の個々の人格や個性を尊重し、その権利を保障します。そして、こどもや若者、子育て当事者が意見表明や社会参画しやすい環境を整備し、ともに施策を進めていきます。

(3) 支援者や関係機関、民間団体等との連携を図りながら進める

特定の年齢で途切れることのない支援を行うため、行政だけでなく、こどもや若者、子育てに関わる支援者や関係機関・団体がそれぞれの強みを活かして連携し、さらなる横のつながりを深めながら、地域全体で支えていきます。